

○南阿蘇村外部の労働者等からの通報等に関する要綱

令和4年12月1日

告示第100号

(目的)

第1条 この告示は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえて、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等を適切に取り扱うため、通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項に規定する者をいう。ただし、南阿蘇村職員等からの内部通報に関する要綱(令和4年南阿蘇村告示第99号)第2条第1号に規定する職員等を除く。
- (2) 外部公益通報 労働者等が法第2条第3項に規定する通報対象事実(以下「通報対象事実」という。)に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する本村の機関に対して行う同法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (3) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等を行う事務を所管する課(課に相当する組織を含む。)をいう。
- (4) 通報者 外部公益通報を行う者をいう。

(外部公益通報受付窓口)

第3条 通報者から外部公益通報及び外部公益通報に関する相談を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を総務課に設置し、総括通報等責任者として、副村長がこれを総括する。

- 2 通報窓口の職員は、自らが関係する外部公益通報その他の利益相反関係を有する案件についての通報等への対応には関与してはならない。

(外部公益通報の方法)

第4条 外部公益通報は、原則として、文書、電子メール、ファクシミリ又は面談等の方法により行わなければならない。

- 2 通報は、原則として実名により行うものとする。ただし、通報対象事実が客観的に証明できる資料等がある場合は、匿名により行うことを妨げない。
- 3 通報窓口は、通報者が外部公益通報の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合において、その到着を確認したときは、速やかにその旨を当該通報者に通知しなければならない。ただし、当該外部公益通報が匿名で行われたときは、この限りでない。
- 4 通報窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、外部公益通報受付票(様式第1号。以下「受

付票」という。)に所定の事項を記載し、所管課の長に送付するとともに、その写しを保管しなければならない。

(外部公益通報の受理等)

第5条 所管課の長は、受付票の送付を受けたときは、その内容を審査の上、受理するか否かを決定し、外部公益通報受理(不受理)通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により、速やかに通報者に通知するものとする。

2 所管課の長は、前項の規定による通知をしたときは、通知書の写しを通報窓口を送付しなければならない。

3 所管課の職員は、自らが関係する外部公益通報その他の利益相反関係を有する案件についての通報等への対応には関与してはならない。

(教示)

第6条 通報窓口又は所管課の長は、通報対象事実が本村の処分又は勧告等を行う権限に属さないものであると認められる場合は、通知書により、当該通報に係る処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を通報者に教示しなければならない。

(調査の実施)

第7条 所管課の長は、外部公益通報を受理したときは、当該通報に係る通報対象事実について、速やかに必要かつ相当と認められる方法により調査を行わなければならない。

2 所管課の長は、調査が終了したときは、外部公益通報調査結果報告書(様式第3号)により、速やかに村長に報告しなければならない。

(調査結果に基づく措置等)

第8条 村長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他必要な措置を講じるものとする。

2 村長は、前項の措置を講じたときは、外部公益通報調査(措置)結果通知書(様式第4号)により、前条第1項の調査の結果及び前項の措置の結果を速やかに通報者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による通知を行うに当たっては、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(通知等の例外)

第9条 第5条第1項、第6条及び第8条第2項の規定による通知等について、通報者が通知を希望していない場合及び匿名による通報である場合は、通知等を省略することができる。

(協力義務等)

第10条 職員は、外部公益通報に関し、他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

2 通報対象事実に係る所管課が複数あるときは、各所管課の長は、連携して調査を行う等相互

に協力しなければならない。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第11条 通報等への対応に関与した職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務に従事しなくなった後も、同様とする。

2 通報窓口及び所管課における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令その他関係法令等に従うものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

外部公益通報受付票 新規 追加

受付番号 _____

受付日 年 月 日

受 付			
通報日時	年 月 日(電話、メール、文書、その他())		
受付者情報	氏名:		役職
通報者情報	ふりがな	-----	電話番号:
	氏名:		(自宅)
	住所等:	E m a i l:	
	被通報者との関係	<input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 取引先(<input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 上記であった者 / <input type="checkbox"/> その他()	
	進捗状況の連絡希望:	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	連絡事項:
説明事項: <input type="checkbox"/> 秘密保持 / <input type="checkbox"/> 個人情報保護 / <input type="checkbox"/> 法の保護要件 / <input type="checkbox"/> 通報後の手続の流れ			
通報内容	違反者:		
	所在地:		URL:
	違反行為等の内容:	※日時、場所、内容、目的、原因、通報理由等を確認	
	違法行為等が(<input type="checkbox"/> 生じている / <input type="checkbox"/> 生じようとしている / <input type="checkbox"/> その他())		
	証拠書類:		<input type="checkbox"/> 無
対象となる法令等:			
その他	特記(留意)事項:		

受 理			
決定日	年 月 日		
取扱内容	検討結果:	<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理(<input type="checkbox"/> 情報提供)	
	(受理の場合) 標準処理期間	か月 / <input type="checkbox"/> 設定困難	※通報への対応手続終了までに見込まれる期間
	不受理の理由	<input type="checkbox"/> 他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する(<input type="checkbox"/> 教示済) <input type="checkbox"/> 当該通報に関して調査又は措置を行う必要性が認められない <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響をおよぼす可能性が認められないことの検討済	
	通知日	年 月 日	※通報者に対する受理・不受理の通知日
通知方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他()		

確認事項			
・通報者の不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的: <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
・通報に係る情報等の開示に関する通報者の了解の有無、範囲・対象: <input type="checkbox"/> 有(範囲: 対象:) <input type="checkbox"/> 無			
・本通報と公益通報者保護法との関係: <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外(理由:)			
・通報者に対する不利益取扱い等の有無: <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
・本通報と通報等への関与者の利益相反関係の有無: <input type="checkbox"/> 有(講じた措置等:) <input type="checkbox"/> 無			

様式第2号（第5条、第6条関係）

番 号
年 月 日

様

南阿蘇村長



外部公益通報受理（不受理）決定通知書

年 月 日付けで通報のあった件については、次のとおり対応することとなりましたので、南阿蘇村外部の労働者からの通報等に関する要綱第5条第2項（第6条）の規定により通知します。

通報の内容	
受理・不受理	
調査の実施	
通報に関する秘密保護等のために村が実施する措置	
処分・勧告等の権限を有する本村以外の行政機関の名称・連絡先	
備考	
担当部署及び連絡先	

様式第3号（第7条関係）

（表）

外部公益通報調査結果報告書

作成年月日		記入者	
通報受付日		受理・不受理通知日	
通報者	区分		
通報の概要及び提出された根拠資料			
調査を実施した通報対象事業者			
調査期間			
調査従事職員			
調査結果			
調査方法及び調査結果			
他の行政機関が処分、勧告等の権限を有することが判明した場合			

(裏)

事業者に対して実施すべき措置の内容及び調査時に職員が指導した内容	
通報者に関する秘密保護等のため実施した措置	
通報者に連絡、確認した事項等	
備考	

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

南阿蘇村長



外部公益通報調査（措置）結果通知書

年 月 日付け 第 号で受理しました外部公益通報につきましては、調査の結果、次のとおりとなりましたので、南阿蘇村外部の労働者からの通報等に関する要綱第8条第2項の規定により通知します。

調査（措置）を行った事業者	
調査期間	
調査（措置）を行った担当部署名	
調査結果	
事業者に対する措置内容	
通報に関する秘密保護等のために村が実施した措置の内容	
処分、勧告等の権限を有する村以外の行政機関の名称及び連絡先	
備考	

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条、第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)